選ばれる職場へ 着々

日本語力アップ 昇給

今年4月から始まる外国人労働者の受け入れ拡大に向け、着々と態勢を整える企業もある。外国人技能実習制度と異なり、新たな制度では外国人がよりよい環境を求めて転職でき、人材の「争奪戦」も予想されているためだ。

20～30歳代のベトナム人実習生ら24人が在籍する山形市のコンクリート圧送会社「ヤマコン」。さいたま市の同社関東支店で働く実習生たちは、仕事が終わると数時間、寮の自室で日本語のテキストに向き合う。壁には「朝」「運」「率」などの漢字が書かれた紙がびっしりと貼られる。

寮の自室で日本語の問題集を開くベトナム人のホアン・ジン・ホアンさん。壁にはホアンさんが漢字を書いた紙が貼られている（16日、さいたま市で）

同社は、優秀な外国人材を確保するため、N1～N5の5段階に分かれる日本語能力試験でN2～N4に合格すると、給料がそれぞれ月1万～3000円上がる制度を2016年に導入した。試験前には仕事の負担を減らし、勉強に集中できる環境を整える念の入れようだ。

同社では日本人の応募が一人もない年もあり、毎年ベトナムから10人ほどの実習生を受け入れる。実習制度の実習期間は最長5年。新制度では、3年以上の実習経験を積めば無試験で「特定技能1号」へ移行でき、そこから最長5年の在留が認められる。

小島秀二郎副支店長(65)は「実習生は仕事を覚えた頃に帰国してしまうが、新制度ではそうした心配はいらない」と歓迎する。実習生の多くが、特定技能への移行を希望しているという。

同社は、今後も外国人労働者が増えることを見据え、生活環境の整備にも力を入れる。支店と同じ場所に3DKの寮を15室用意。1室3人の利用で45人まで居住でき、寮費は原則月6000円と安めに設定した。

小島副支店長は「給与面と生活面で良い待遇を用意しなければ、優秀な外国人材に自社を選んでもらえない」と強調する。

「支援機関」登録時期見えず

一方、新たな制度で働く外国人をサポートする「登録支援機関」の申請方法が明確でなく、現場には困惑も広がる。支援機関の存在は新制度の成否にかかわる。法務省は全国で説明会を開く方針だが、「本当に間に合うのか」との声も漏れる。

「受け入れ機関またはその委託を受けた登録支援機関が、職業生活上、日常生活上の支援を行うという制度設計です」。昨年12月、山下法相は国会答弁でそう強調したが、現状は心もとない。

外国人労働者を受け入れるには、企業か支援機関が生活や日本語習得の支援、苦情・相談対応などを行わなければならない。ノウハウに乏しい中小企業の多くは、支援機関に委託するか連携して受け入れることになる。

実習制度では、実習生に職場をあっせんする「監理団体」が、実習が適切に行われているかどうかを確認、指導する役割を担う。新制度では実習期間を終え、特定技能に移行した実習生が、そのまま同じ職場で働くことが想定されており、全国約2400の監理団体の中で、支援機関の申請を検討する団体は少なくないとみられる。

支援機関になるには、新たに設置される「出入国在留管理庁」長官の登録が必要だが、現在、申請書類の書式も定まっていない。監理団体の一つ「福島国際交流事業協同組合」(福島市)の担当者は「4月に向けて早めに準備したいが、どうしていいかわからない。他の監理団体も同じ気持ちだろう」とこぼす。

そもそも出入国在留管理庁の発足は4月1日で、申請も同日以降となる。登録にどれくらいの時間がかかるのか見通しは立っていない。同省は4月までに、全都道府県で少なくとも1回は支援機関への申請方法や受け入れ企業への注意点などについて説明会を開く方針だ。

同省の担当者は「現場の困惑も理解できる。大急ぎで準備にあたっているので、もう少し待ってほしい」と話している。
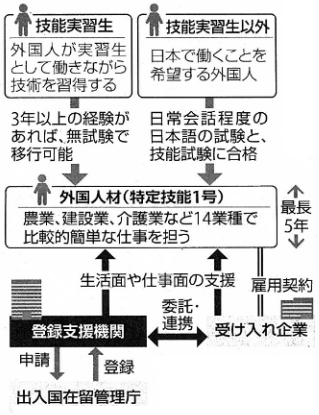
外国人労働者の受け入れを拡大する新制度の仕組み